

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1572号）		旧	
<p>（規格）</p> <p>第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（規格）</p> <p>第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。</p>	
区 分	基 準	区 分	基 準
性 状	<p>1・2 （略）</p> <p>3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈殿がないこと。</p> <p>4 （略）</p>	性 状	<p>1・2 （略）</p> <p>3 フレーバリング以外に起因する混濁及び沈でんがないこと。</p> <p>4 （略）</p>
（略）		（略）	
添 加 物	<p>1 <u>国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。</u></p> <p>2 <u>使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。</u></p> <p>3 <u>1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法</u></p> <p>(2) <u>冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法</u></p> <p>(3) <u>店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法</u></p> <p>(4) <u>製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法</u></p>	添 加 物	<p>1 保存料 <u>安息香酸ナトリウム及びパラオキシ安息香酸ブチル以外のものを使用していないこと。</u></p> <p>2 酸化防止剤 <u>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム以外のものを使用していないこと。</u></p> <p>3 乳化剤 <u>ショ糖脂肪酸エステル及びグリセリン脂肪酸エステル以外のものを使用していないこと。</u></p>
（削る。）	（削る。）	異 物	<u>混入していないこと。</u>
（略）		（略）	
2～5（略）		2～5（略）	